

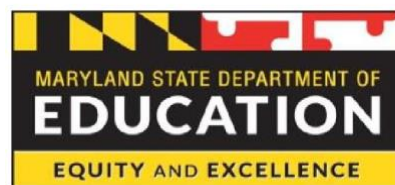
親権

メリーランド州の手続
保障措置に関する通知

乳幼児早期介入
就学前特別教育
および
特殊教育



改訂 2021年7月



メリーランド州教育局早期介入/特別教育サービス課

親権

メリーランド州手続き上のセーフガード通知

乳幼児、就学前、特別教育

2021年1月

© 2013 メリーランド州教育局

本書は、メリーランド州教育局 (MSDE)、早期介入/特別教育サービス課が、米国教育局、IDEA Part C Grant#H181A120124、および IDEA Part B Grant#H027A012035A、Copyright 2013, Maryland State Department of Education—メリーランド州教育局(MSDE) の資金を得て作成しました。読者はこの文書のコピーと共有を許可され、奨励されていますが、早期介入/特別教育サービスの MSDE ディビジョンをクレジットする必要があります。その他のすべての権利は留保されます。メリーランド州教育局は、雇用に影響を及ぼす問題やプログラムへのアクセス提供において、人種、肌の色、性別、年齢、出身国、宗教、障害、性的指向に基づく差別を行っていません。部門方針に関するお問い合わせは、米国副行政管理本部の公平性保証・コンプライアンス部門にご連絡ください。メリーランド州教育局、西ボルティモア通り 200、6 階、ボルティモア、MD 21201-2595、410-767-0433、Fax 410-767-0431、www.MarylandPublicSchools.org。米国障害者法 (ADA) に従って、本文書は、要請があれば代替フォーマットで入手可能です。介入/特別教育サービス、メリーランド州教育局の電話番号(410) 767-7770 またはファックス (410) 333-1571。

Karen B. Salmon, 哲学博士

州教育長

Clarence C. Crawford

会長

州教育委員会

Carol A. Williamson, 教育博士.

最高学術責任者

Marcella E. Franczkowski, M.S.

州教育長補佐

早期介入・特別教育サービス課

Larry Hogan

知事

メリーランド州教育局
早期介入・特別教育サービス課
西ボルチモア通り 200
ボルチモアメリーランド 21201
410-767-7770 (電話)
410-333-1571 (ファックス)

<http://www.marylandpublicschools.org>

本書は、メリーランド州教育局、早期介入および特別教育サービス課から、以下の言語で入手可能：アムハラ語、アラビア語、ベンガル語、ビルマ語、中国語、ダリ語)、フランス語、グジャラート語、ハイチ語、ヘブライ語、ヒンディー語、日本語、韓国語、ネパール語、パシュトー語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タガログ語、トルコ語、ウルドゥ語、ベトナム語です。

目次

手続上保護手段に関する通知	1
固有言語	2
親は自分が理解できる言語で情報を受け取る権利があります。	2
電子メール	2
書面による事前通知	2
通知書の内容:	3
承諾	3
親の承諾:	3
IEP-パート B	4
最初の評価に対する親の承諾:	4
州の区の最初の評価に関する特例	5
サービスに対する親の承諾:	5
サービスに対する親の承諾の撤回:	5
IEP の子どもと若者のみの再評価に対する親の承諾:	6
親の承諾を得るための合理的な努力の文書化:	6
その他の承諾要件;	6
IFSP パート C	7
IFSP 経由のサービスを拒否する親の権利:	7
IFSP 児童のみ向けの再評価に対する親の承諾:	7
独立の教育評価	7
公的機関の基準:	8
公費で評価する親の権利:	8
親の最初評価:	9
行政法審判官による評価請求 (ALJ):	9
代理である親	9
代理の親の基準:	9
情報の機密性	10
保護:	11
承諾:	11
アクセス権利:	12
アクセス記録:	13
親の請求による記録の訂正:	13
情報破壊の手順:	13
子供の権利:	14
懲戒に関する情報:	14
障がいのある子どもの差別	14
定義:	14
学校職員の権限:	15
サービス:	15
表示決定:	16
特殊な状況:	17
配置の変更:	17
懲戒処分の懇請:	18
未確定の子供:	18
法執行及び司法当局の付託及び訴訟:	19

私立学校における公費による	19
償還の制限:	20
成年における親権の移転	20
意見の相違の解決	21
斡旋:	21
斡旋を奨励するための会議	23
州告訴と正当な手続の告訴の違い:	23
州の告訴:	23
州の告訴の解決:	25
審問の対象となる州の告訴の解決:	25
正当な手続の告訴:	25
正当な手続告訴の内容:	26
正当な手続告訴への対応:	26
通知の十分性:	27
手続中の児童の状態:	27
解決手続:	28
30日カレンダーの解決期間に対する調整:	28
解決決済契約:	29
正当な手続審問:	29
行政法判事 (ALJ):	29
正当な手続告訴の対象事項:	30
審問の権利:	30
情報の追加開示:	30
親の権利:	30
審問決定	31
別途の正当な手続告訴:	31
審問の日程及び便宜:	31
優先正当な手続審問(IEPのみ):	31
各審問決定:	32
審問決定の確定	32
告訴:	32
弁護士報酬	33
IDEA 紛争解決手続のチャート比較	35

手続上保護手段に関する通知

34 C.F.R. § 300.504 と § 303.421 と § 303.404

手続上上の保護措置に関する通知には、親の権利についての十分な説明が、親の母国語で分かりやすく記載されています。この手続上上の保護措置に関する通知は、連邦法である障害者教育法に基づき、障がいのある子どもとその家族に適用されます。

この文書に含まれる保護は、連邦の個別障害者教育法 (IDEA)、20 U.S.C. §1400 *et seq.*、連邦規則集 (CFR)、34 C.F.R. § 300.1 *et. seq.* (IEP) と 34 C.F.R. § 303.1 *et. seq.* (IFSP) とメリーランド州規則集又は COMAR: COMAR 13A.05.01、COMAR 13A.08.03、及び COMAR 13A.13.01 の以下の章によって規定されています。各公的機関は、IDEA の要件を満たす手続上の保障措置を確立し、維持し、実施するものとする。必要に応じて、この通知は、パート B については IEP を、パート C については IFSP を示すことにより、IDEA のパート B またはパート C のいずれかに適用されるセクションを示します。

IFSP を通じてサービスを受ける児童及び家族については、親は手続上の保障措置の写しを受領するものとしします。

- 事前書面通知とともに、早期介入サービス提供者が、小児の本人確認、評価、配置、または小児およびその家族に対する早期介入サービスの提供を開始または変更することを提案または拒否した場合を含む;
- 児童がパート C に基づく早期介入サービスに紹介された場合;または
- 早期介入サービスの提供について承諾を得る際には、州の支払い制度の写しを添付する。

IEP を介してサービスを受けている小児については、親は以下のコピーを受け取るものとしします。公的機関が親にその文書の別のコピーを提供しなければならない場合を除き、手続上上の保護文書は年に一度になります。

- 最初の紹介時または親からの評価依頼時に ;
- 学年で最初の州の告訴書を受領したとき ;
- 学年の最初の正当な手続上の告訴を受け取ったとき ;
- 懲戒の決定をしたとき ; および
- 親の要求に応じる。

公的機関は、手続上上の保護措置に関する通告の最新の写しをそのインターネットのウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトに掲載することができます。

手続上上の保護措置文書には、親の権利についての十分な説明が、親の母国語で容易に理解できる形で含まれています。ただし、明らかにそれが不可能な場合はこの限りではありません。親の母語又は他の通信手段が書面による言語でない場合には、公的機関は、手続上上の保護措置を口頭又は他の手段により親の母語又は他の通信手段により翻訳する措置をとります。官公署は、通知の翻訳を文書化し、親が手続上上の保護措置の内容を理解したことを示す証拠書類を保管しなければなりません。

固有言語

IEP と IFSP

34 C.F.R.§300.612,§300.29,§303.421,§303.25

親は自分が理解できる言語で情報を受け取る権利があります。

母語は、英語能力が限られている個人で使用される場合、以下を意味します。

- その者が通常使用する言語又は子の場合にはその子の父母が通常使用する言語；
- 小児と直接接触するすべての場合(小児の評価を含む)、家庭や学習環境で小児が通常使用する言語である。

耳が聞こえなく、目が見えなく、または言葉が書かれていない人の場合はコミュニケーションの方法はその人が通常使用するものです(手話、点字、口頭によるコミュニケーションなど)。

親は、完成した IFSP または IEP を親の母国語に翻訳するよう要求できます。親の母語が地元の学校制度において生徒人口のパーセント（1%）以上で話されている場合は、適切な学校職員は要請日から 30 日以内に翻訳文書を親に提供しなければなりません。この 1%の翻訳要求は、本文書の仲介セクションでも議論されます。

電子メール

IEP と IFSP

34 C.F.R.§300.505

このオプションが利用できる場合、親は通知を電子的に受け取ることを選択できます。公的機関が親に電子メールによる文書の受信を選択するように勧めている場合は、親は次のものを電子メールで受信することを選択できます。

- 書面による事前通知；
- 手続上の保障措置に関する通知；および
- 正当な手続の要求に関連する通知である。

書面による事前通知

IEP と IFSP

34 C.F.R.§§300.503 と §303.421

親は、子どもの早期介入サービス又は特別教育及び関連サービスに関する公的機関の行動についての書面による情報を受け取る権利を有する。

注意：

公的機関は、次の事項を開始し、又は変更することを提案し、又は拒否する前に、相当な期間において、書面により父母に通知しなければならない。

- 確認試験；

2021年7月1日から

- 評価；
- 教育プログラム；
- 児童の教育的配置；
- 児童に対する無償の適切な公教育（FAPE）の提供；または
- IFSP を通じた子どもとその家族への早期介入サービスの提供；
- IEP を通じた子どもへの特別教育及び関連サービスの提供である。

書面による通知が親の承諾を要する訴えに係るときは同時に、官公署は書面による通知をすることができます。

通知書の内容:

IFSP を通じてサービスを受ける児童及び家族に対しては、書面による通知が以下の条件を満たさなければなりません。

- 提案または拒否されているアクションの説明である；
- アクションを実行する理由を説明する；および
- 手続き上のセーフガードを含める。

IEP を介してサービスを受ける児童については、書面による通知は、次のとおりでなければなりません。

- 公的機関が提起した又は拒否した措置について記述すること；
- 当該公的機関が当該措置をとることを提案又は拒否している理由を説明すること；
- アクションを提案または拒否する決定に使用された各評価手順、評価、記録、または報告を記述すること；
- 親が IDEA の手続き上の保護規定に基づく保護を受けている旨の記述を含めること；
- 親に対し、次の場合にはどのようにして手続き上の保護措置の説明を得ることができるかを伝えること。

当該公的機関が提案している又は拒否していることは評価のための最初の照会でないこととします。

- 親が IDEA を理解するために連絡を取るべきリソースを含めること；
- 小児の個別化教育プログラム（IEP）チームが考慮したその他の選択肢と、それらの選択肢が拒否された理由を説明すること；および
- 当該公的機関が当該措置を提案し又は拒否したその他の理由を説明すること。

承諾

IEPとIFSP

34 C.F.R. §300.300 および 34 C.F.R. §303.420

親の承諾：

公的機関は、早期介入と特別教育および関連サービスの両方について、また、早期介入と特別教育および関連サービスを初めて提供する前に、子どもを評価するために親の承諾を得なければなりません。親はいつでも承諾を撤回する権利があります。評価に対する承諾にはいくつかの例外があります。

承諾とは、親が次のことを行うことを意味します。

2021年7月1日から

- 承諾を求める活動に関連するすべての情報を、母国語または他のコミュニケーション方法で十分に知らされていること；
- 承諾が求められている活動の実施を理解し、書面で承諾し、その承諾書には、その活動が記載され、公表される予定の記録(もしあれば)および誰に提供されるかを記載すること；および
- 承諾の付与は任意であり、いつでも取り消すことができることを理解すること。

親が承諾を撤回しても、承諾を得てから撤回するまでの間に生じた行為を取り消すことはできません。

子どもが特別教育及び関連サービスを最初に受けた後に、親が子どもが特別教育サービスを受けることについて書面による承諾を撤回した場合は、公的機関は承諾の撤回を理由に子どもが特別教育及び関連サービスを受けたという記述を削除するために、子どもの教育記録を修正する必要はありません。

IEP-パート B

最初の評価に対する親の承諾：

官公署は、特殊教育等を受けることができるかどうかについて一次評価を行う場合及び特殊教育等を初めて行う場合にはあらかじめ、親の承諾を得なければなりません。⁽¹⁾ 公的機関が特別教育及びこれに関連するサービスを受ける資格があるか否かを決定するために、児童について初期評価を行う前に公的機関は次のことを行わなければなりません。

- 提案された措置について親に事前に書面で通知すること；および
- 初期評価を実施する前に親からインフォームド・コンセントを得ること；および
- 事前の書面による通知に加え、手続上の保護措置に関する通知の写しを親に提供しなければならない。

公的機関は、当該児童が特別の教育及び関連するサービスの提供を必要とする障害のある児童であるか否かを決定するための最初の評価について、知識のある承諾を得るために合理的な努力をしなければなりません。公立学校に入学しているか又は公立学校に入学しようとしている児童の親が、初期評価のための承諾を与えない場合は、又は親が承諾の提供の要請に応じない場合は、公的機関は幹旋又は正当な手続上の告訴のような、ここで更に述べる手続上の保護措置を利用することにより、児童の初期評価を追求することができるが、それを要求されるものではありません。⁽²⁾

ホームスクーリングを受けている子ども又は私費で私立学校に入れられている子どもの親が、初期評価又は再評価について承諾を与えない場合は、又は親が承諾の求めに応じない場合は、官公署は上記の承諾オーバーライド手続を使用してはなりません。⁽³⁾

最初の評価に対する親の承諾は親が、公的機関が子どもに早期介入または特別教育および関連サービスを提供することに承諾することを意味するものではありません。

⁽¹⁾ 34 CFR § 300.300(a).

⁽²⁾ 34 CFR § 300.300(a)(3)(i).

⁽³⁾ 34 CFR § 300.300(d)(4)(i-ii).

州の区の最初の評価に関する特例

児童が州の被後見人であり、かつ、父母と同居していない場合において、次のいずれかに該当するときは、公的機関は当該児童が障害児であるか否かを決定するための最初の審査について親の承諾を必要としません。

- 合理的な努力にもかかわらず、公共機関は子どもの親を見つけることができないこと；
- 両親の権利は、州法に従って終了していること；または
- 裁判官は、教育上の決定をする権利及び初期評価に承諾する権利を親以外の個人に与えていること。

サービスに対する親の承諾：

公的機関は初めて児童に特別教育及びこれに関連するサービスを提供する場合には事前に知識のある承諾を得なければなりません。官公署は斡旋又は正当な手続により、親の承諾がなければ特別の教育及びこれに関連する役務を児童に提供することができる旨の合意又は決定を得ることができません：

- 特別教育及び関連サービスを受けることについての承諾を与えないこと；または
- 特別教育及びこれに関連するサービスの提供について初めて承諾を求められた場合には、これに応じないこと。

初めて特別教育等及び関連するサービスを受けること又は、親が承諾する要求を回答しないときは、官公署は：

- 無償の適切な公教育（FAPE）を児童が利用できるようにするという要件に違反していないこと；および
- 個別教育プログラム（IEP）に参加したり、子供のために IEP を開発したりする必要はない。

サービスに対する親の承諾の撤回：

公の機関が特別教育及びこれに関連する役務の最初の提供を開始した後いつでも、児童の父母が特別教育及びこれに関連する役務の継続的な提供について書面による承諾を撤回する場合には公の機関は：

- 承諾が取り消されたために、特別教育および関連サービスを受けたという記述を削除するために、子どもの教育記録を修正する必要がないこと；
- 特別教育及びこれに関連するサービスの提供を継続することはできないが、特別教育及びこれに関連するサービスの提供を停止する前に、すべての特別教育及びこれに関連するサービスを停止することを親の書面で親に事前に通知しなければならないこと；
- 児童にサービスを提供することができる旨の合意又は裁定を得るために、あつせん又は正当な手続を利用することができないこと；
- 更なる特別教育及び関連サービスを児童に提供しなかったことを理由として、FAPE を児童が利用できるようにするための要件に違反しているとはみなされない；および
- 特別教育及び関連サービスの更なる提供のために、IEP チーム会議を招集し又は児童のために IEP を作成する必要はないこと；

承諾の撤回は、官公署が承諾を得た時から承諾の撤回前までに生じた行為を取り消すものではない。

IEP の子どもと若者のみの再評価に対する親の承諾：

公的機関は児童の再評価を行う前に、知識のある承諾を得なければなりません。ただし、公的機関が次の事項を証明することができる場合は、この限りではありません。

- 再評価について親の承諾を得るために合理的な措置を講じた;および
- 親は応答しなかった。

親が新しい評価に対する承諾を拒否した場合は、公的機関は親の承諾の拒否に異議を申し立てるために、斡旋または正当な手続きを用いて、親の拒否を無効にするよう努めることができるが、そうする必要はありません。

初期評価と同様に、新たな評価の実施を拒否しても、公的機関は IDEA の義務に違反しません。

親の承諾を得るための合理的な努力の文書化：

公的機関は最初の評価のために親の承諾を得るため、最初の評価のために特別教育及び関連するサービスを提供するため、再評価のために、及び最初の評価のために州の区の親を探し出すための合理的な努力についての文書を維持しなければなりません。

文書には、以下のような公的機関による親の承諾を得ようとする試みの記録を含めなければなりません。

- 行われた又は試みられた電話の詳細な記録及びそれらの電話の結果；
- 親に送付された通信のコピーおよび受領された応答；および
- 親の自宅または勤務先を訪問した詳細な記録とその訪問の結果。

その他の承諾要件：

親の承諾は、公的機関に対しては要求されません。

- 子の初期評価または再評価の一部として既存のデータをレビューする。または
- 検査または評価の前にすべての子供の親の承諾が必要でない限り、すべての子供に行われる検査またはその他の評価を行う。

公的機関は親の承諾拒否を利用して、親又は子のその他の役務、利益又は活動を否認することはできません。

親が子供を家庭で教育したり、私費で私立学校に入学させたりする場合、公的機関は斡旋や正当な手続きを用いて承諾を無効にすることはできません。また、以下の場合、公的機関は、34 C.F.R. § § 300.132-300.144 に基づくサービスを受ける資格があるとみなす必要はありません。

- 親は子供の初期評価または再評価に承諾しない；または
- 親が承諾の要求に応答しない。

IDEA が親の承諾を必要とする行為(初期評価、サービスの初期提供、再評価)に加えて、メリーランド州の法律では、IEP チームが以下を提案する場合には親の書面による承諾を得なければならないと定めています。

- メリーランド州高等学校卒業証書の発行または授与を行わない代替教育プログラムに小児を登録する；
- 州の代替カリキュラムに沿った代替教育評価の対象となる子どもを特定する；または

- COMAR 13A.08.04.05に記載されているとおり、IEPに幼児の行動に対処する拘束または隔離を含める。

上記の提案されたアクションのいずれにも親が書面による承諾を提供しない場合、IEPチームはIEPチームミーティングの5営業日後までに、以下の内容を記載した承諾権通知を親に送付する必要があります。

- 親は提案された措置に承諾するか、又は承諾することを拒否する権利を有する；および
- 親がIEPチームミーティングから15（15）営業日以内に書面による承諾または書面による拒否を行わない場合、IEPチームは提案されたアクションを実行できる。

親が上記の提案された措置のいずれかに承諾することを拒否する場合、公共機関は教育法第8条413（斡旋又は正当な手続）に記載されている紛争解決オプションを使用して問題を解決することができます。

IFSP パートC

IFSP 経由のサービスに対する親の承諾:

親は以下を行う前に、書面によるインフォームド・コンセントを行わなければなりません：

- 小児および家族の全て、スクリーニング、評価、および評価
- 早期介入サービスと追加評価の提供の開始
- 書面による承諾が得られない場合には地方指導機関は親が次のことを確保する為に合理的な努力を払う。
 - 評価及び評価の性質又は利用可能なサービスを十分に認識していること；および
 - 書面による承諾がない限り、児童は評価及び評価又は役務を受けることができないことを了解する。

IFSP 経由のサービスを拒否する親の権利：

適格な小児の親は自身、その小児、または他の家族が早期介入サービスを受け入れるか拒否するかを決定し、他の早期介入サービスを危険にさらすことなく最初に受け入れた後にこのサービスを拒否することができます。もし親が拡張 IFSP を通じて3歳以上の子供の早期介入サービスを継続することを選択するならば、教育的要素が含まれなければなりません。親が教育的要素を望まない場合は早期介入サービスを受ける資格はありません。

IFSP 児童のみ向けの再評価に対する親の承諾:

公的機関は児童の個別的な評価及び評価を追加的に行う前に、知識のある承諾を得なければなりません。親が承諾しない場合、主導機関は親が以下のことを確実にするために合理的な努力をしなければなりません。

- 利用可能な児童の評価及び評価の性質を十分に認識していること；および
- 承諾が得られない限り、小児は評価を受けることができないことを理解すること。

親が追加の評価または評価に対する承諾を拒否した場合、公的機関は親が承諾を拒否したことに対して正当な手続きを用いて異議を申し立てることはできません。

独立の教育評価

IEPのみ
34 C.F.R.§300.502

親が公的機関が行った評価に承諾しない場合、親は公的機関で働いていない者に子どもを評価させる権利を有します。パートBの下で障がいのある子どもの親のみが、独立した評価を受ける権利を有します。

定義:

- 独立教育評価とは、児童の教育を担当する公的機関に雇用されていない適当な資格を有する者が行う評価をいうおよび
- 公費とは公的機関が評価の費用を全額負担するか、または評価が親に無償で提供されることを保証することを意味する。

親は以下に規定する手続きに従って、独立した教育評価を IDEA の下で受ける権利を有します。官公署は父母から独立した教育評価を求められたときは次の事項に関する情報を提供します。

- 独立した教育評価を受けることができる場合;および
- 独立した教育評価に適用される公的機関の基準。

公的機関の基準:

独立教育評価が公費で行われる場合は評価の場所及び審査官の資格を含め、独立教育評価が得られる基準は評価を開始する際に公的機関が使用する基準と同一でなければなりません。ただし、当該基準は親の独立教育評価を受ける権利と矛盾しないものでなければなりません。公的機関は、前項に規定するもののほか、公費で独立の教育評価を受けることについて、条件又は期限を付することができません。

公費で評価する親の権利:

親は次の場合、公費で1回のみ独立した教育評価を受ける権利を有します。書面により父母に通知しなければならない。

- 親が公的機関が行う評価に承諾しない場合⁽⁴⁾または、
- 親が公的機関が行う教育評価の書面による要請を公的機関に提出した場合、およびその公的機関が、
 - 30日以内に要請に応答しない場合、または、
 - 要請を承認するが、教育評価会議が次の期間内に行われない場合（親の過失ではない）
 - ・ 公的機関が要請を受理した日から60日後、または、
 - ・ 州が知事によって宣言された非常事態にある場合は、公的機関が要請を受理した日から90日後。

親が公費で独立した教育評価を請求した場合は、公的機関は不必要な遅滞なく、その請求を承認して公費で評価を手配する手続を親に通知するか、またはその請求を却下して正当な手続の審問を申請しなければなりません。

⁽⁴⁾ 34 CFR § 300.502(b)(5).

公共機関が審問会を開き、公共機関の評価が適切だという結論が下されれば、親は依然として独自の教育評価を受ける権利があるが、公費では受けられません。

親が独自の教育評価を求めた場合、公共機関は親に公評価に反対する理由を尋ねることができます。しかしながら、親の説明は必要とされず、公的機関は公費での独立した教育評価の提供または公的機関の評価を擁護するための正当な手続の公聴会の開始を不当に遅らせることはできません。

親の最初評価:

親は常に、自ら選択した資格のある専門家から自費で独立した教育評価を受ける権利を有します。親主導の結果評価が公的機関の基準を満たしている場合には、FAPE の小児への提供に関する決定を行う際に、公的機関および IEP チームが評価を検討しなければなりません。⁽⁵⁾親主導の私的評価の結果は子に関する正当な手続審問において証拠として提示することもできます。

行政法審判官による評価請求 (ALJ) :

行政審問局 (ALJ) の行政法審判官 (OAH) が正当な手続審問の一部として独立した教育評価を請求する場合、評価の費用は公費でなければなりません。

代理である親

IEP と IFSP
34 C.F.R. §300.519 および §303.422

地域の指導機関、地域の学校制度、場合によっては裁判官は次の場合に、適格な子どもを代理する代理の親を任命することができます。

- 親を識別できない;
- 合理的な努力をしても親が見つからない;または
- 子供はメリーランド州の病棟。
- 主導機関は、公的機関が子どもに代理親が必要であると判断してから 30 日以内に、代理親の割り当てを確保するための合理的な努力をしなければならない。

代理の親の基準:

- 子の利益に抵触しないこと
- 子どもの適切な表現を保証する知識と技能を有する
- 州の職員又は児童若しくはその家族に対する早期介入その他のサービスの提供に関与するサービス提供者の職員でないこと。

サロゲート親として指定されたサロゲート親は、すべての目的において親と同じ権限を持ちます。

⁽⁵⁾ 34 CFR § 303.502(c).

- 代理父母は、単に代理父母として公的機関から報酬を受けているという理由だけでは、代理職員とはみなされない。

地方の指導機関または地方の学校制度は州の教育長または教育長の指名を受けた者に、親の代理任命を通知するものとします。代理親は次の事項に関するすべての事項について子を代理することができます：

小児の評価および評価；

- 年次評価及び定期的レビューを含む、児童の IFSP の策定及び実施；
- 子どもの IEP の作成、レビュー、改訂；
- IFSP を通じた子どもと家族への早期介入サービスの継続的な提供；または
- IEP を通じた子どもへの特別教育及び関連サービスの提供。

情報の機密性

IEP と IFSP

34 C.F.R. §§300.610-627 および 34 C.F.R. §§303.401-417

親は自分の子どもの記録を見直し、記録が間違っていると思う場合は公的機関に子どもの記録を訂正するよう求める権利があります。個人を特定できる情報を公開する前に親の承諾を得る必要がありますが、以下に説明するように、状況によっては承諾が必要ではありません。親は公的機関が子どもの早期介入または教育記録を秘密にしておくことを期待し、早期介入または教育サービスを提供する必要がなくなったときに、公的機関に子どもの教育情報を破棄するよう求める権利を有します。

定義：

破壊とは情報がもはや個人を特定できなくなるように、情報から個人の識別情報を物理的に破壊または除去することを言います。

教育記録とは 34 C.F.R. Part 99 の「教育記録」の定義の対象となる記録の種類を指します(1974 年の家庭教育の権利とプライバシー法 [FERPA] を実施する規制)。

早期介入記録とは IDEA のパート C および本パートの規則の下で収集、維持、または使用することが要求される小児に関するすべての記録を指します。

「参加機関」とは個人を特定できる情報を収集、維持、利用し、又は IDEA のパート B の下で情報を入手する機関を言います。パート C の下では、参加機関には、主導機関及び早期介入サービス提供者、並びに早期介入サービスを提供する個人又は団体が含まれます。これには第 C 部サービスの資金源としてのみ活動する一次紹介源、公的機関(州のメディケイドや CHIP プログラムなど)又は民間団体(民間保険会社等)は含まれません。

個人を特定できる情報には、次のものが含まれます。

- 子の親、または他の家族の名前；
- 子の住所；

- 子供の社会保障番号などの個人識別情報；または
- 合理的な確実性をもって児童を識別することを可能にする個人的特徴又はその他の情報の一覧表。

IFSPの対象となる児童については、個人を特定できる情報には以下のものも含まれます：

- 子供の生年月日、出生地、母親の旧姓などの間接的な識別子；
- 関連する状況について個人的な知識を有していない早期介入サービス・コミュニティの合理的な個人が、合理的な確実性をもって子どもを特定することを可能にするであろう特定の子どもに、単独でまたは組み合わせて、リンクされているか、またはリンク可能なその他の情報；または
- 教育機関または教育機関が、教育記録が関係する学生の身元を知っていると合理的に信じる人によって要求される情報。

保護：

各参加機関は収集、保管、開示および廃棄の各段階において、個人を特定できる情報の機密性を保護するものとする。公的機関の職員の一は、個人を特定できる情報の機密性を保護する責任があります。これらの手続上の保護措置の要件に加えて、連邦および州の法律および規制が教育記録の保護にも適用されます。個人を特定できる情報を収集又は使用するすべての公的機関の職員は個人を特定できる情報の秘密性に関する州の方針及び手続に関する研修を受けなければなりません。各参加機関は公衆の閲覧のために、機関内で個人を特定できる情報にアクセスする可能性のある職員の氏名及び役職の最新の一覧を維持するものとしします。

承諾：

個人を特定できる情報が教育記録に含まれており、かつ 34 C.F.R. Part 99 に基づき親の承諾なしに開示が認められている場合を除き、パート B の要件を満たす目的で参加機関の職員以外の当事者に開示される前に、親の承諾を得なければなりません。公的機関は個人を特定できる情報が IDEA のパート B (IEP) に基づく移行サービスを提供または支払いを行う参加機関の職員に開示される前に、親の承諾、または州法に基づき成年に達した適格な子どもの承諾を得なければなりません；また、子どもが親の住居の学区外にある私立学校に入学または入学しようとしている場合は、その子どもに関する個人を特定できる情報が、その私立学校が所在する地方教育機関 (LEA) の職員と親の住居の LEA の職員との間で公開される前に、親の承諾を得なければなりません。⁽⁶⁾

MSDE は制裁を含む公的機関のための方針と手続きを策定しており、州は IDEA と FERPA に従って、その方針と手続きが遵守され、守秘義務の要件が満たされていることを確保するためにこれを利用します。組織または個人が、公的機関が IDEA の機密保持要件に違反したと考える場合、その問題を解決するために州の告訴を申し立てることができます。

各公的機関は以下を含む個人を特定できる情報の守秘義務について親に十分に知らせるために、適切な通知がどのように提供されるかについて、適切な手順を備えることが要求されます。

- 州内の様々な人口集団の母語による通知の程度の説明；
- 個人を特定できる情報が保持されている子どもたちの記述と求められている情報の種類；

⁽⁶⁾ 34 CFR § 300.622.

- 個人を特定できる情報の保存、第三者への開示、保持、および破棄に関して参加機関が従わなければならないポリシーと手順の概要;
- 親が承諾を拒否した場合に使用される方針および手順の説明;および
- FERPA 及び 34 C.F.R. Part 99 の施行規則に基づく権利を含む、この情報に関する親及び子のすべての権利の記述。

主要な身元確認、場所、または評価活動の前に、通知は活動の管轄区域全体の親に通知するのに十分な回覧とともに、新聞またはその他の媒体、あるいはその両方で公表または発表されなければなりません。

さらに、個人を特定できる情報は、IDEA の下で情報を収集または利用する参加機関の職員以外には開示してはならず、また、障がいのある子どもに FAPE または IDEA の下での早期介入サービスを提供するという要件を満たす目的以外には、個人を特定できる情報を開示してはなりません。早期介入から就学前サービスへの移行の間、主導機関は 34 C.F.R.§303.209 (b) (1) (i) で要求されているように、その子どもが特別教育サービスを受ける資格がある可能性があることを MSDE および地域の学校システムに通知します。この通知には、34 C.F.R.§303.209 (b) (1) および§303.401 で要求され、子の名前、生年月日、および親の連絡先情報が含まれます。障がいのある子どもが犯した犯罪の報告に関して、法執行機関及び司法当局に照会してなされた開示及びその措置は FERPA が伝送を許可する範囲において、親の承諾を必要としません。

アクセス権利:

地域の指導機関は早期介入サービスを受けている子どもと家族に対して、子どもの早期介入記録の最初のコピーを親に無償で提供するものとします。地域の主導機関はまた、各 IFSP 会議の後できるだけ早く、親、各評価の写し、子どもの評価、家族の評価、及び IFSP を無償で提供しなければなりません。各公的機関は親に対し、親の児童に関する教育記録であって、その児童の識別、評価及び教育的配置、IFSP の策定及び実施並びに FAPE の提供に関して公的機関が収集し、維持し又は使用するものを閲覧し及び閲覧することを許可します。IFSP を通じてサービスを受ける児童及び家族については、地方の指導機関は不必要な遅滞なく、かつ、IFSP に関する会議又は正当な手続審問の前に、かつ、いかなる場合においても当該要請から 10 日以内に、要請に応じなければなりません。

IEP を通じてサービスを受けている児童については、公的機関は IEP に関する会議又は正当な手続審問若しくは決議の会議の前に、かつ、いかなる場合にも要請から 45 日を超えない期間内に、不必要な遅延なく要請に従うものとします。本セクションに基づく教育記録を閲覧およびレビューする親の権利には、以下を行う親の権利が含まれます:

- 記録の説明及び解釈に関する合理的な要請に対する公的機関からの回答;
- 写しを提供しないことが記録の閲覧及び閲覧の権利を親が行使することを効果的に妨げる場合は公的機関に記録の写しを提供するよう請求すること;および
- 親の担当者に記録を確認してもらうこと。

公的機関は父母が後見、別居及び離婚のような事項を規律する適用される州法に基づく権限を有していないことを通知されない限り、父母がその子に関する記録を閲覧し、かつ、審査する権限を有すると推定することができ

ます。

アクセス記録:

各公的機関は当該公的機関の父母及び権限を与えられた職員以外の個人の記録を保持するものとし、当該個人の氏名、アクセスが与えられた日及び当該個人が当該記録を使用する権限を与えられた目的を含み、IDEA の C 部又は B 部の下で収集され、維持され、又は使用された教育記録へのアクセスを取得します。教育記録に 2 人以上の子どもに関する情報が含まれている場合、それらの子どもの親は自分の子どもに関する情報のみを閲覧し、検討する権利、またはその特定の情報を知らされる権利を有します。各官公署は、要請があつたときは、親に対し、当該官公署が収集し、保管し、又は使用する教育記録の種類及び場所の一覧表を提供しなければなりません。親のために作成された教育記録の写しについては、各公共機関はその手数料が親による当該記録の閲覧及び閲覧の権利の行使を効果的に妨げない場合はその写しに対して手数料を請求することができます。官公署は教育記録の情報を検索し、又は検索するために手数料を請求することができません。

親の請求による記録の訂正 :

親は IDEA の下で収集、維持又は使用された教育記録の情報が不正確若しくは誤解を招くと考えられる場合又は子どものプライバシーその他の権利を侵害すると考える場合には、情報を維持する公的機関に対し、情報の修正を求めることができます。公的機関は親の請求に従って情報を補正するか否かを、請求を受領してから合理的な期間内に決定します。官公署は要請に応じて情報の修正を拒否する場合、その旨を親に通知し、教育記録の情報の異議を申し立てる審問を受ける権利を親に通知するものとし、教育記録の情報の異議を申し立てるために行われる審問は 34 C.F.R. § 99.22 に定められている FERPA 手続に従って行われなければなりません。

公的機関は要請があつた場合には、教育記録の情報が不正確であったり、誤解を招くものであったり、又は児童のプライバシーその他の権利を侵害していないことを確保するために、教育記録の情報の異議を申し立てるための審問の機会を親に提供するものとし、意見聴取の結果、当該情報が不正確若しくは誤解を招くおそれがあるものであるか、又は児童のプライバシーその他の権利を侵害するものであると公的機関が決定した場合には、公的機関はそれに応じて当該情報を修正するものとし、その旨を書面により親に通知します。審問の結果、当該情報が不正確または誤解を招く恐れがないか、またはその他の形で子どものプライバシーまたはその他の権利を侵害していないと公共機関が判断した場合、当該公共機関は当該情報についてコメントするか、または当該公共機関の決定に承諾しない理由を述べる陳述書を、自らが保持する記録を当該子どもの記録に入れる権利について親に知らせるものとし、お子様の記録に記載された説明は以下の通りでなければなりません。

- 公的機関が記録または争われた部分を保持している限り、公的機関が子供の記録の一部として保持する;および
- 児童の記録又は係争部分の写しを請求する者に説明を開示すること。

情報破壊の手順 :

公的機関は、個人を特定できる情報が IDEA の下で収集され、維持され、又は使用されているが、子どもに早期介入又は教育サービスを提供する必要がなくなった場合には、親に通知することが求められます。その情報は親の要求によって破棄されなければなりません。ただし、パート B の下で特別教育サービスを受けている学生につ

いては子どもの名前、住所、電話番号の恒久的な記録として、子どもの成績、出席記録、出席した授業、完了した学年、完了した学年を時間制限なしに維持することができます。同様に、パート C の下で早期介入サービスを受ける小児については、小児の名前、生年月日、親の連絡先情報(住所・電話番号を含む)、サービスコーディネーターおよび EIS 提供者の名前、および退出データ(終了時の年齢および終了時に入力されたプログラムを含む)の恒久的な記録を時間制限なしに維持することができます。

子供の権利:

FERPA の規則では、子どもの教育記録に関する親の権利は子どもが 18 歳に達した時点で子どもに移転します。ただし、子どもの障がいのために州内法上の無能力者とならない場合はこの限りではありません。IDEA のパート B に基づく親の権利が成年に達した子に移転する場合は、IDEA の守秘義務も子に移転しなければなりません。ただし、独立行政法人は、独立行政法人の下で必要とされる通知を親及び子に提供しなければなりません。詳細については、「成年における親権の移転」を参照してください。

懲戒に関する情報:

公的機関は児童の記録に、当該児童に対して現在行われている又は過去に行われた懲戒処分についての記述を含めることができ、また、懲戒情報を伝達することが可能です。これは非障害児の記録に懲戒情報が含まれ、それとともに伝達されるのと同じ程度です。陳述書には、懲戒処分を必要とする児童の従事するあらゆる行動の記述、とられた懲戒処分の記述、及び児童及び児童に関係する他の者の安全に関連するその他の情報を含めることができます。子供がある学校から別の学校に転校した場合はその子供の記録の伝送には、その子供の現在の IEP と、その子供に対して現在または過去に行われた懲戒処分の声明の両方を含める必要があります。

障がいのある子どもの差別

IEP **34 C.F.R. §§300.530 -300.536**

以下の情報は、延長 IFSP または IEP を通じてサービスを受け、3 歳から 21 歳までの障がいのある子どもたちに適用されます。

公的機関が子どもに対して特定の懲戒処分を行う場合、親は特定の手続と保護を受ける権利を有します。34 C. F. R. § 300.530 (d) に従い、公共機関は生徒の行動規範に違反した場合、学年のうち 10 日を超える期間、児童の転居後に児童教育サービスを提供しなければなりません。

定義:

本パートの目的においては、以下の定義を適用します：

- 規制物質とは、規制物質法第 202 条 (c) のスケジュール I、II、III、IV 又は V (21 U.S.C. 第 812 条 (c)) に基づいて特定される薬物又はその他の物質をいう。
- 違法薬物とは、規制物質を意味するが、認可された医療従事者の監督下で合法的に所有または使用されている物質、あるいは IDEA またはその他の連邦法の規定の下で合法的に所有または使用されている物質は含まない。

- 武器は、合衆州法典第 18 卷第 930 条 (g) 第一サブセクション (2) に基づく「危険な武器」という用語に与えられた意味を有する。
- 「重傷」とは、合衆州法典第 18 卷第 1365 条 (h) (3) に基づく用語である。

学校職員の権限：

学校職員は、次に掲げる規律に関する要件に従って行われる配置の変更が、学校の行動規範に違反する障害のある児童に適切であるか否かを判断するに当たっては、個別の事情を考慮することができます。⁽⁷⁾

学校職員は障害のない児童についてはそのような措置をとる限度において、学校の行動規範に違反した場合には一度に 10 日を超えない範囲で、また、別の違法行為(ただし、その除去が § 300.536 に基づく配置の変更を構成しないことを条件とする)があった場合には同一の学年において連続して 10 日を超えない範囲で、障害のある児童を現在の配置から適切な暫定的代替教育環境、別の環境、又は停学に移すことができます。⁽⁸⁾

児童生徒の行動規範に違反する行為が児童の障害を示すものではなく(後述の「症状の判定」を参照)、かつ、配置換えによる懲戒処分が連続して 10 日を超える場合には、学校職員は、以下のサービス規定に定めるところにより児童生徒にサービスを提供しなければならないことを除き、障害のある児童生徒に対して、障害のない児童生徒と同じ方法で、同じ期間、懲戒手続を適用することができます。⁽⁹⁾ 子供の IEP チームが、そのようなサービスの暫定的な教育設定を決定します。⁽¹⁰⁾

障害のある児童が、同一の学年において 10 の登校日の間、現在の入所施設から連れ去られた後はその後の連れ去られた日の間は公的機関は、下記のサービス規定の下で必要とされる範囲でサービスを提供しなければなりません。⁽¹¹⁾

すべての児童に要求される懲戒方針に従い、公立幼稚園前課程、幼稚園、1 年生又は 2 年生の児童は、学校当局が学校の心理学者又は他の精神衛生の専門家と協議して、介入及び支援によって削減又は排除することができない他の児童又は職員に重大な害を与える差し迫った脅威があると判断する場合にのみ、懲戒的に排除することができます。この場合、校長又は学校の管理者は、速やかに親に連絡しなければなりません。また、1 件につき 5 日間を超えて子どもを連れ出すことはできません。公立幼稚園前課程、幼稚園、小学一年生または小学二年生の児童は、連邦法(オマール一三 A〇八・〇一・一一)に適合する場合に限り、45 学日以上にわたり懲戒的に排除されることがあります。

サービス：

障がいのある子どもが、ある学年の間に現在の配置から 10 日以内に移動した場合、公共機関が同様に移動した障がいのない子どもにサービスを提供する場合に限り、サービスを受ける権利を有します。

⁽⁷⁾ 34 CFR § 300.530(a).

⁽⁸⁾ 34 CFR § 300.536 (b)(1).

⁽⁹⁾ 34 CFR § 300.530(c).

⁽¹⁰⁾ Id.

⁽¹¹⁾ 34 CFR § 300.530(b)(2).

現在の入所施設から 10 日以上就学している障害児で、その行動がその障害の現れでないもの(表示決定を参照)、または特別な状況の下での入所施設からの入所(特殊な状況を参照)の場合は、⁽¹²⁾人

1. 別の設定(利用可能な FAPE がある)ではあるが、子どもが引き続き一般教育カリキュラムに参加できるよう、また、子どもの IEP で定められた目標の達成に向けて前進できるよう、教育サービスの提供を継続する(暫定的な代替教育環境かもしれない) ; および
2. 必要に応じて、行動違反が再発しないように対処するために設計されて機能的行動評価および行動介入サービスと修正を受け取ります。

障がいのある子どもが同じ学年の現在の配置から 10 日間外された後、現在の解任が連続して 10 日間以下であり、解任が配置の変更(下記の定義を参照)でない場合は、学校職員は、少なくとも子どもの教師の一人と協議して、その子どもが一般教育カリキュラムに引き続き参加できるようにするために必要なサービスの程度を決定します。

ただし、別の状況ではあるが、児童の IEP に定められた目標の達成に向けて前進します。解任が配置の変更である場合は(「除隊による配置の変更」を参照してください。)、児童の IEP チームは児童が一般教育カリキュラムに継続して参加できるようにするため、また別の状況である場合は(暫定的な代替教育環境かもしれない)、児童の IEP に定められた目標の達成に向けて前進するために、適切なサービスを決定する。

表示決定：

行動規範に違反したために配置を変更する決定が下されてから 10 学日以内に、親と子の IFSP チームまたは IEP チームは子のファイルに含まれるすべての関連情報(子の IFSP または IEP、教師の所見、親から提供された関連情報など)を確認し、問題の行為が以下のいずれであったかを判断しなければなりません。

- 小児の障害に起因するまたは小児の障害と直接的かつ実質的な関係がある ; または
- 公的機関が子どもの IFSP や IEP を実施しなかった直接的な結果⁽¹³⁾

上記のいずれかに該当すると IEP チームが判断した場合は、その行為は子どもの障がいの表れであると判断されます。⁽¹⁴⁾

さらに、IEP チームが、当該の子どもが LEA が子どもの IEP を実施しなかったことの直接的な結果であると判断した場合、LEA は、これらの欠陥を是正するために直ちに措置を講じなければなりません。⁽¹⁵⁾

その行為が子どもの障がいの表れである場合、IFSP チームまたは IEP チームは以下のいずれかを行わなければなりません。⁽¹⁶⁾

- 公的機関がこれまでに行動面での評価を実施していない場合には、機能的行動評価を実施し、子どもに対する行動面での介入計画を実施し、子どもに対する行動面での介入計画を実施する ;

⁽¹²⁾ 34 CFR § 300.530(d).

⁽¹³⁾ 34 CFR § 300.530(e)(1)(i-ii).

⁽¹⁴⁾ 34 CFR § 300.530(e)(2).

⁽¹⁵⁾ 34 CFR § 300.530(e)(3).

⁽¹⁶⁾ 34 CFR § 300.530(f)(1).

- すでに行動介入計画がある場合はその計画をレビューし、必要に応じて行動に対処するために修正する；⁽¹⁷⁾
および
- 親と公的機関が、子どもの行動介入計画の修正の一環として配置の変更に承諾しない限り、子どもを元の配置に戻します。ただし、子どもが、薬物、武器、または重篤な身体損傷のための暫定的な代替教育環境に移された場合は除く。⁽¹⁸⁾

特殊な状況:

職員は、児童が次のいずれかの場合には、当該行為が当該児童の障害の表れであると認めるか否かを問わず、45日を限度として、当該児童を臨時代替教育施設に移すことができます。

- 学校への若しくは学校で、学校の構内で、又は州若しくは地方公共団体の管轄の下にある学校の行事への若しくは学校の行事で、武器を携帯し又は所持すること。；⁽¹⁹⁾
- 学校、学校の構内又は州若しくは地方公共団体の所管に属する学校の行事において、違法薬物を知りながら所持し、若しくは使用し、又は規制薬物を販売し、若しくは販売を勧誘すること；⁽²⁰⁾または
- 学校、学校の構内又は州若しくは地方公共団体の管轄に属する学校の行事に出席している間に、他人に重大な傷害を加えたとき。⁽²¹⁾

IEP チームは、「その他の機関」および「特別な事情」という小見出しの下で、配置の変更、および削除の暫定代替教育設定を決定します。

配置の変更:

現在の教育施設から障がいのある子どもを転居させる場合には、次のような場合に転居先の変更が行われます。

- 撤去は、一学年のうち 10 日以上連続して行われる；または
- 当該児童が一連の連れ去りを受けているが、これは、当該連れ去りが一学年のうちに合計 10 登校日を超えるためである；子供の行動は、一連の除去をもたらした過去の出来事における子供の行動と実質的に似ている；また、各除去の長さ、子が除去された合計時間、除去が互いに近接していることなどの追加要因があるためである。

公共機関は個々の事例に基づいて、移転のパターンが配置の変更を構成するかどうかを決定します。この決定は正当な手続及び司法手続を通じて審査されます。10 日を超えて子が連れ去られた場合、その行動が障がいの現れであるかどうかにかかわらず、施設に変更が生じた場合、または薬物、武器、または重篤な身体損傷に対する暫定的代替教育設定（IAES）に移された場合、その子は、別の設定ではあるが、一般教育カリキュラムに引き続き参加し、IEP に定められた目標の達成に向けて前進できるようにするためのサービスを受け続けています。また、必要に応

⁽¹⁷⁾ 34 CFR § 300.530(f)(1)(ii).

⁽¹⁸⁾ 34 CFR § 300.530(f)(2).

⁽¹⁹⁾ 34 CFR § 300.530(g)(1).

⁽²⁰⁾ 34 CFR § 300.530(g)(2).

⁽²¹⁾ 34 CFR § 300.530(g)(3).

じて、機能的行動評価および行動介入サービス、ならびに再発しないよう行動違反に対処するための修正を受けなければなりません。IEP チームは、適切なサービスとサービスが提供される場所を決定します。

懲戒処分の懇請：

障害児の父母が表決の決定又は懲戒の事由による入所の決定に不服があるときは、審判所（OAH）及び官公署に対し、手続上の懇請することができます。⁽²²⁾ 公的機関は、現行の児童の配置を維持することが児童その他の者に実質的に損害を与えるおそれがあると信ずる場合には、OAH 及びその親に対して正当な手続上の告訴を申し立てることができます。本条に基づいて審問が請求された場合は父母及び LEA が書面で決議会議の放棄又は斡旋手続の利用に合意しない限り、決議会議は正当な手続の懇請の通知を受領してから 7 日以内に開催されなければならず、正当な手続審問は正当な手続の懇請を受領してから 15 日以内に当事者双方が納得するように当該事項が解決されない限り、手続を進めることができます。

行政法審判官（ALJ）が正当な手続審問を行います。前記の決定に関して審問が請求される場合は審問は、迅速に行われ、かつ、34 CFR § 300.532 (c) に適合していなければなりません。審問官は審問後 10 20 日以内に決定を下さなければなりません。

懲戒請求における決定をするに際し、ALJ は以下を行うことができます。

- 子を除去された位置に戻す;または
- ALJ が、児童の現在の配置を維持することが児童その他の者に実質的に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合には 45 日を超えない範囲内で、適切な暫定代替教育施設への児童の配置の変更を命じること。
- 本条に従うことを条件として、早期正当な手続審問に関する決定は、34 CFR § 300.514 に従った上訴が可能である。⁽²³⁾

注：LEA が、幼児を元の配置に戻すことが、幼児または他の者に傷害をもたらす可能性がかなり高いと考える場合には、上記の手順を繰り返すことができます。⁽²⁴⁾

両親または公共機関のいずれかから正当な手続きの告訴が要請された場合、両親と公共機関が別段の合意をしない限り、ALJ の決定を待つか、または規定された期間（登校日が 45 日以下である）の満了まで、子供は暫定代替教育環境に留まります。

未確定の子供：

特別教育を受ける資格がないと判定された児童であって、いずれかの規則又は行動規範に違反する行為をしたものは、当該行為が行われる前に公的機関が当該児童に障害があることを知っていたときは、与えられた保護のいずれかを主張することができます。

懲戒処分の原因となる行為が行われる前に、当該官公署は、次の事実を知っていること：

⁽²²⁾ 34 CFR § 300.532(a).

⁽²³⁾ 34 CFR § 300.532(c)(5).

⁽²⁴⁾ 34 CFR § 300.532(b)(3).

- 親は、子どもが特殊教育及び関連サービスを必要としていること、公的機関の監督職員若しくは行政職員又は子どもの教師に書面で懸念を表明した。
- 両親は評価を求めた；または
- 子どもの教師や学校関係者は、子どもが示す行動パターンについて特別教育の責任者や公共機関の監督者に直接、具体的な懸念を表明している。

公的機関は、次の場合には、知識を有するとはみなされません：

- 両親は、公的機関が彼らの子供を評価することを許可することを拒否した；
- 両親は、公共機関が特別教育サービスを提供することを許可することを拒否した；または
- 子が評価され、IDEA の障害児ではないと判定された。

公的機関が、児童が懲戒処分を受ける前に障害を有することを知らない場合には、同様の行為を行う障害のない児童と同様の懲戒処分を受けることができます。

親が評価を要請した場合、子どもが懲戒処分の対象となる期間中に評価を迅速に行わなければなりません。結果が出るまで、その子どもは学校当局が定めた教育上の位置付けにとどまります。公的機関の評価と親から提供された情報に基づいて、その子どもが障がいのある子どもであると決定された場合、公的機関は特別な教育と関連サービスを提供しなければならず、障がいのある子どもの規律に関するすべての手続上の保護措置が適用されます。

法執行及び司法当局の付託及び訴訟：

IDEA は公共機関が適切な当局や法執行機関に犯罪を報告することを禁止していません。司法当局は、障がいのある子どもが犯した犯罪に連邦法および州法を適用する責任を果たすことができます。犯罪を報告する機関は、家庭教育の権利とプライバシー法（FERPA）で許可されている範囲で、適切な当局に子どもの特別教育と懲戒記録のコピーを提供しなければなりません。

私立学校における公費による 児童の親の一方的な収容

IEP

34 CFR§300.148

IDEA は公的機関が無償の適切な公教育（FAPE）を提供し、親が子どもを私立学校に入れることを選択した場合には、公的機関が私立学校における障がいのある子どもの早期介入や特別教育および関連サービスを含む教育費用を支払う不要です。

IDEA は公的機関が無償の適切な公教育（FAPE）を提供し、親が子どもを私立学校に入れることを選択した場合、公的機関が私立学校における障がいのある子どもの特別教育および関連サービスを含む教育費用を負担すること

を要求していません。ただし、公的機関は連邦規則に従い、父母が私立学校に入れる児童の集団に当該児童を含めます。親と公的機関との間の、FAPE の利用可能性と財政責任に関する意見の相違は、IDEA の下での正当な手続に関する告訴手続の対象となります。詳細については、「不一致の解決」を参照してください。

障害のある児童が公的機関の権限の下で特別教育及び関連するサービスを以前に受けており、かつ、父母が当該公的機関の承諾又は付託を受けることなく私立の幼稚園、小学校又は中学校に当該児童を入学させた場合において、当該入学前に当該公的機関が当該児童に対し適時に FAPE を利用可能な状態にしておらず、かつ、当該私塾が適当であると ALJ 又は裁判所が認めるときは、当該公的機関は当該入学に要した費用を当該父母に償還するよう要求することができます。ALJ または裁判所はたとえ公的機関が提供する教育に適用される州の基準を満たしていなくても、あなたの親の配置が適切であると判断することができます。

償還の制限:

以下の場合には、ALJ または裁判所は償還を減額または拒否することができます:

- 子供を公立学校から退学させる前に出席した親との最新の IEP チームの会議で、親は IEP チームに、FAPE を提供するために公的機関によって提案された配属を拒否していることを知らせなかった; または
- 親が子供を公立学校から退学させる少なくとも 10 (10) 営業日(休日の営業日を含む)前に、親は、子供の公共職業紹介に関する懸念を含め、子供を退学させる意思を公的機関に書面で通知しなかった; または
- 両親が公立学校から子供を転校させる前に、公的機関が(適正かつ合理的な評価の目的を記載したものを含む。)子供を評価する意図について事前通知の要件を通じて両親に通知したが、両親が子供を評価に利用できるようにしなかった場合; または
- 父母の訴えについて不当であるとの裁判があったとき。

上記の通知要件にかかわらず、償還費用は次のとおりです:

- 次の場合は、親が当該通知を提供しなかったことを理由として減額又は否認されてはなりません:
 - 官公署は両親が通知するのを妨げた。
 - 親は、上記の IDEA 通知要件に基づく書面による通知を受けていなかった。
 - 通知要件への適合は、小児に身体的危害を及ぼす可能性が高い。
- 以下の場合には、裁判所または ALJ の裁量により、かかる通知を提供しなかったことを理由に減額または却下されないことがあります:
 - 親が読み書きができず、英語で書くことができない。
 - 上記の告知を遵守することは、小児に重大な精神的被害をもたらす可能性が高い。

成年における親権の移転

IEP
34 CFR§300.520

メリーランド州では、制限された状況下を除き、成年に達した時点で親の権利が障がいのある子どもに移転することはありません。

メリーランド州の法律では、一定の限られた状況において、IDEAの下で親に与えられるすべての権利は障がいのある子どもに移転されるものとします。この移送は子が18歳に達したときに、当該子が州法に基づき無能力であると宣告されておらず、かつ、次の書類がある場合に行われます。

- 親が利用できないか不明であり、子供が親の代理を指名するのではなく、子供に親権を委譲することを要求する；
- 親は、前年に公的機関が親を関与させようと繰り返し試みた後、子どものための特別教育の意思決定手続きに参加していない；
- 親は、特別教育の意思決定過程への参加を肯定的に拒否した；
- 入院期間の延長、施設収容、または両親の一方もしくは双方の重病もしくは虚弱のために、両親が特別教育の意思決定過程に参加できず、両親が子供への権利の移転に承諾している；
- 特別教育の決定過程には、特別な事情があつて父母の統制が及ばず、父母が子への権利の移転に承諾した場合；または
- 親宅以外に居住し、他の官公署に監護されていないこと。

子が共に居住する障害のある子の親が、18歳になった時点での子への権利の移転に承諾せず、かつ、子が州内法に基づき無能力であるとの判決を受けていない場合にはいずれの当事者も、権利を移転すべきか否かを決定するための正当な手続不服申立を提出することができます。

障害のある児童が連邦及び州の法律及び規則に従って親サロゲートによって代理されている場合は公的機関は、連邦及び州の法律及び規則に基づいて要求される通知書とその児童及び親サロゲートの双方に提供しなければなりません。

IDEAに基づき親代理に与えられた他のすべての権利は子が州法に基づき無能力であると裁定されておらず、かつ子が権利の移転を要求する場合には、子に移転するものとします。

意見の相違の解決

IEP と IFSP
34 CFR§300.506~300.516 および 34 CFR§303.430~303.434 および§303.440~303.449

以下の手順では、小児の早期介入または特別教育プログラムおよび適格性を含む関連サービスに関する意見の相違を解決するために、親および公的機関が利用できる手続について説明します。これらの選択肢には、斡旋、州の告訴、正当な手続きの告訴が含まれます。

斡旋:

斡旋は、すべての当事者のための任意の手続であり、障害のある児童の父母及び当該児童の教育に責任を有する公

的機関は、正当な手続の申立て前に生じた事項を含め、IDEA のパート B に基づくあらゆる事項に係る意見の相違を解決するためにいつでも利用することができます。⁽²⁵⁾ 斡旋は父母又は官公署が請求することができます。⁽²⁶⁾

IEP/IFSP チームが会議中に、親が子どもの IEP/IFSP または子どもに提供される特別教育サービスに承諾しない場合、IEP/IFSP チームは親に平易な言葉で以下を提供するものとします。

- 親の斡旋請求権に関する口頭および書面による説明；
- 親が仲介手続に関する詳細情報を受信するために使用できる、電話番号を含む連絡先情報；および
- 無料または低コストで地域で利用可能なプロボノ代理およびその他の法律および関連サービスに関する情報。

親は斡旋に関する情報を親の母国語に翻訳するよう要求することができます。親が話す母国語が地元の学校制度において生徒人口の 1%以上が話す場合、IEP/IFSP チームは、要請日から 30 日以内に翻訳文書を親に提供するものとします。

効果的な仲介技術の資格と訓練を受けた行政審問局（OAH）の職員が仲介を行います。OAH は、MSDE の一部ではない公平な団体です。OAH には個人的または職業上の利害関係のない有資格従業員のリストがあります。OAH は児童の教育またはケアに関与する州機関または LEA の従業員ではなく、斡旋を行うために公平な方法で選択されます。上記の適格な仲介者は単に仲介者としての役割を果たすという理由だけでは、MSDE または LEA の従業員ではありません。

斡旋は斡旋を奨励するための親との会議の費用を含め、子供の早期介入または教育に責任を負う親または公的機関に無償です。

- 斡旋の申請は児童及び OAH の早期介入又は教育を担当する公的機関に対して行われます。斡旋の申請を親が支援するために、申請書は、公的機関及び MSDE のウェブサイト www.marylandpublicschools.org から入手できます。[\[LINK\]](#) 詳細については、公的機関の Special Education Office、または Division of Early Intervention/Special Education Services の MSDE（410-767-7770）にお問い合わせください。
- 斡旋中は親又は官公署は、弁護人を同伴し、助言することができる。
- 仲裁手続は通常、書面による要請の受領から 20 日以内に行われるが、紛争当事国にとって都合の良い時期に、かつ、その場所において日程が決定されなければならない。⁽²⁷⁾
- 斡旋セッションは非公開の手続きです。斡旋中に行われる協議は秘密でなければならず、IDEA のパート B に基づいて援助を受ける州の連邦裁判所または州裁判所のその後の正当な手続きの審問または民事訴訟において証拠として使用することはできません。親または公的機関は斡旋開始前に秘密保持誓約書に署名するよう求められることがあります。

⁽²⁵⁾ 34 CFR § 300.506(b)(1)(i).

⁽²⁶⁾ 34 CFR § 303.431(a).

⁽²⁷⁾ 34 CFR § 303.431(b)(4).

- 斡旋において当事者が到達した合意はこの種の事件を審問する権限を有する州裁判所又は連邦地方裁判所において執行可能な書面による合意に記載されなければなりません。本契約は親および当局を拘束する権限を有する当局の代表者が署名しなければならない。
- 親が正当な手続の審判を請求するために正当な手続の審判請求書を提出したか否かの紛争を解決するために斡旋を利用することができるが、公的機関は親の正当な手続の審判請求に関する親の審判請求権を否認し又は遅延させるために斡旋を利用することはできない。

斡旋を奨励するための会議

公的機関は斡旋手続を利用しないことを選択した親に対し、斡旋手続の利益を説明し、かつ、斡旋手続を利用することを奨励するため、親の都合のよい日時及び場所において会議するよう申し出ることができます。

州告訴と正当な手続の告訴の違い:

斡旋に加えて、親は公的機関との意見の相違を解決するために、州の懇請手続又は正当な手続の懇請手続を利用する権利を有します。これらのオプションには異なる規則と手順があります。

IDEA 規制には、州の告訴と正当な手続の告訴について別々の手続があります。以下に説明するように、個人または組織は、公的機関による IDEA 要件の違反を主張して州の告訴を懇請することができます。障害のある児童の識別、評価、早期参加サービス若しくは教育的職業紹介又は当該児童に対する無償の適当な公教育（FAPE）の提供に関する事項については、父母又は公的機関に限り、正当な手続による告訴の懇請をすることができます。

MSDE スタッフは通常、スケジュールが適切に延長されない限り、州の告訴を 60 暦日以内に解決しなければならない。ALJ は、正当な手続に関する告訴（決議会議又は斡旋によつて決議されないとき。）を審問し、親の要請又は公的

機関の要請に基づき期限の具体的延長を認める場合を除き、決議期間又は修正決議期間の終了後 45 暦日以内に書面による決定を出さなければなりません。

これらのオプションの概要と比較については、このドキュメントの「別添」を参照してください。

州の告訴:

組織または個人（他の州の組織または個人を含む）は、メリーランド州教育局（MSDE）に対して州の告訴を申し立てる権利を有します。州が調査を実施するためには、不服申立書は IDEA 規制で要求されている特定の基準を満たさなければなりません。MSDE は親の訓練及び情報センター、保護及びアドボカシー機関、独立した生活センター及びその他の適切な団体を含み、親及びその他の関心のある個人に州の告訴手続を広く普及する責任があります。

公的機関が早期介入または特別教育要件に関する連邦または州の法律または規則に違反していると考えられる場合、または公的機関が正当な手続の審問決定を実施していないと考えられる場合、その問題を解決するために州の懇請を提出することができます。訴状は MSDE に提出しなければならない。また MSDE、200 西ボルティモア通り、ボルティモア、メリーランド 21201、早期介入・特別教育サービス課、州副局長宛に送付されなければなりません。

ません。MSDE に州の告訴を懇請する人または組織は同時に、その告訴の写しを公共機関に送付しなければなりません。告訴の懇請を支援するために、詳細な手順と様式が MSDE 上で入手可能である [ウェブサイト www.marylandpublicschools.org](http://www.marylandpublicschools.org)、または事業部の告訴調査・適正処理課（410-767-7770）に電話することによって。

州の懇請には、次の事項を含めなければなりません。

- 公的機関が連邦又は州の法令の要件に違反した旨又は公的機関が正当な手続による審決を実施しなかった旨の陳述；
- 陳述の基礎となる事実；
- 州の告訴を懇請する者/組織の署名と連絡先；および
- 州の懇請が特定の児童について違反を懇請している場合
 - 子の氏名及び住所；
 - 子供が通っている学校の名前；
 - ホームレスの児童又は年少者の場合には、当該児童の入手可能な連絡先及び当該児童が通う学校の名称；
 - 児童の問題の性質に関する記述（問題に関する事実を含む。）；および
 - 州の告訴が申し立てられた時点で当事者が知っていて利用できる範囲での問題の解決案。

注：MSDE には、親や公的機関が州への告訴を懇請する際に役立つモデルフォームがあります。親、公的機関及びその他の関係者は、モデル様式を使用することができ、また、上記の要件を満たす限り、その他の様式を使用することができます。

州の告訴は告訴を受ける州の前 1 年以内に生じた違反を主張しなければなりません。MSDE は事実認定と結論を

記載した決定書を、州の告訴を受けてから 60 暦日以内に発行しなければならず、以下の場合に限り 60 日間のスケジュールを延長することができます。

- 特定の告訴について例外的な事情がある。；⁽²⁸⁾ または
- 親及び関係する公的機関は斡旋又は紛争解決の代替手段を試みるための期間を任意に延長することに承諾する。⁽²⁹⁾

少なくとも、MSDE は以下を行うものとします：

- 必要があると認めるときは自主的に立入調査を行うこと。
- 告訴懇請人に対し、口頭又は書面により、州の告訴に係る申立てについて追加的な情報を提出する機会を与えること。

⁽²⁸⁾ 34 CFR § 300.152(b)(1)(i).

⁽²⁹⁾ 34 CFR § 300.152(b)(1)(ii).

- 公的機関に、遵守事項を解決するための提案を提出する機会を与え、当事者が自主的に 34 CFR § 300.506 に従った斡旋に従事する機会を与える⁽³⁰⁾
- すべての関連情報をレビューし、公的機関が連邦法および州法の要件に違反していないかどうかについて独立した判断を下す;および
- 告訴の各申し立てに対処し、事実認定と結論、および MSDE の最終決定の理由を記載した決定書を告訴懇請人および公的機関に発行する。

決定には、必要な場合には、最終決定の効果的な実施のための手続（技術援助活動、交渉及び遵守を達成するための是正措置を含む。）も含まれます。MSDE が公的機関が適切なサービスを提供していないと判断した場合、最終的な書面による決定は公的機関が、児童のニーズに適切なサービスの拒否をどのように是正すべきかについて、児童のニーズに対応するために適切な是正措置（補償サービスや金銭補償など）、およびすべての障がいのある児童に対する将来の適切なサービスを含めて、対処するものとなります。

州の告訴の解決:

意見の相違を解決するための斡旋およびその他の非公式な方法が利用可能であり、推奨されます。当事者が告訴を解決した場合、MSDE は連邦規則に基づく調査を行いません。

審問の対象となる州の告訴の解決:

MSDE が正当な手続審問の一部でもある州の告訴を受領した場合、又は州の告訴が複数の問題を含み、そのうちの 1 つ又は複数が審問の一部である場合、MSDE は正当な手続審問で取り扱われている州の告訴のいかなる部分も、当該正当な手続審問の終結まで取っておかなければなりません。しかしながら、正当な手続審問の一部ではない州の懇請におけるいかなる問題も、上記の期限及び手続を用いて解決されなければなりません。同一の当事者が関与する正当な手続審問において以前に決定された州の告訴において問題が提起された場合、当該審問決定は拘束力を持ち、MSDE はその旨を申立人に通知するものとなります。

正当な手続の告訴:

親、早期介入サービス提供者、地域の指導機関、または公的機関は、小児の識別、評価、または紹介、早期介入サービスまたは教育紹介の提供、または小児に対する無償の適切な公教育（FAPE）の提供に関する事項について正当な手続の告訴を申し立てることができます。⁽³¹⁾

正当な手続の告訴は、親又は機関が、正当な手続の告訴の基礎となる申し立てられた行為を知った日又は知るべきであった日から 2 年以内に発生した違反を主張しなければならず、また、州がこの部に基づいて当該正当な手続の審問を請求するための明示的な期間制限を有する場合は当該州の法律によって認められる期間内に行われなければなりません。⁽³²⁾

⁽³⁰⁾ 34 CFR § 300.152(a)(3).

⁽³¹⁾ 34 CFR § 303.440(a).

⁽³²⁾ 34 CFR § 300.511(e).

このタイムラインは公的機関が、正当な手続きに関する告訴で特定された問題を解決したと明示的に誤って伝えられたため、または公的機関が IDEA の下で提供が義務付けられている情報を親から隠したために、親がそのタイムライン内で正当な手続きに関する告訴を提出することを妨げられた場合には親には適用されません。⁽³³⁾

正当な手続きの懇請を行うには親会社又は公的機関(親弁護士又は官公署の弁護士)は、相手方及び OAH に対して正当な手続きの懇請を行わなければなりません。懇請には、次に掲げるすべての内容を含み、かつ、秘密にしておかなければなりません。

正当な手続きに関する告訴の申立てを親が支援するために、斡旋正当な手続き告訴懇請書が、早期介入サービスが提供されている公的機関、児童が通学している公的機関、および MSDE のウェブサイト www.marylandpublicschools.org から入手できる。[\[LINK1\]](#) また、親の要請があった場合や、親または当局が正当な手続きに関する告訴を提出した場合には、無償または低コストの法的リソースについての情報も入手できます。さらに支援が必要な場合は公的機関の早期介入局、特別教育局、または(410) 7677770 にある早期介入/特別教育サービスの MSDE 部門に連絡します。

正当な手続き告訴の内容:

正当な処理告訴には次の事項を含める必要があります。

- 子どもの名前;
- 子供の居住地(または、ホームレスの子供については、利用可能な連絡先情報);
- 子供が通っている学校の名前;
- 児童の教育を担当する官公署の名称(地域の学校制度);
- 提案された又は拒絶された開始又は変更に関連する児童の問題の記述 (当該問題に関する事実を含む。);
および
- 告訴を申し立てた時点で当事者が知っていて利用できる範囲で、問題の解決案。

親会社又は公的機関は親会社又は公的機関(親弁護士又は官公署の弁護士)がこの情報を含む正当な手続きの懇請書を提出するまでは、正当な手続き審問を受けることができません。MSDE には、親や公的機関が正当な手続きに関する告訴を提出する際に役立つモデルフォームが用意されています。親、公的機関及びその他の関係者はモデル様式を使用することができ、また、上記の要件を満たす限り、その他の様式を使用することができます。

正当な手続き告訴への対応:

当事者が正当な手続きの申立てをするときは、児童の早期参加及び教育について責任を有する公的機関は、次のことを行わなければなりません。

- 無料または低コストの法的サービスおよびその他の関連サービスが利用可能であることを親に通知します。
- 親に手続き保障措置文書の写しを提供すること; および
- メディエーションが利用可能かどうかを親に通知する。

⁽³³⁾ 34 CFR § 300.511(f).

官公署は、正当な手続の申立書において父母が提起した問題について事前に書面による通知を父母に送付しなかった場合には、正当な手続の申立書を受領した日から 10 日以内に、次の事項を記載した回答書を父母に送付します。

- 当該官公署が当該措置をとることを提案し又は拒否する理由の説明；
- 公的機関が検討したその他の選択肢の説明及びそれらの選択肢が拒否された理由；
- 提案された又は拒絶された措置の基礎として使用された各評価手続、評価、記録又は報告についての説明；
- 提案された又は拒絶された措置の根拠として関連しかつ使用された他の要因の説明；
- 障害のある児童の親が、この部の手続上の保護措置の下で保護を受けている旨の陳述及び、この通告が評価のための最初の付託でない場合には、手続上の保護措置の写しを入手することができる方法；および
- 親が IDEA の規定を理解するための支援を得るために連絡を取るべき情報源。

この回答は適切な場合には、公的機関が親の正当な手続の告知が不十分であったと主張することを妨げるものではありません。

正当な手続告知の相手方(親会社や公的機関)は、正当な手続告知を受領してから 10 暦日以内に、正当な手続告知に含まれる問題に具体的に対処する回答を相手方に送付しなければなりません。

通知の十分性:

正当な手続告知は、告知を受領した当事者が OAH と他方当事者に対し、告知を受領した後 15 日以内に、正当な手続告知が内容要件を満たしていないと信じる旨を書面で通知しない限り、十分であると考えられます。OAH は不備の通知を受領してから 5 日以内に、正当な手続告知が内容要件を満たしているかどうかを判断し、直ちに書面で当事者に通知します。

一方の当事者は、他方の当事者が書面で承諾し、かつ、以下に記載されるような解決会議を通じて問題を解決する機会を与えられた場合に限り、その正当な手続に関する告知を変更することができる。または OAH は、正当な手続審問が行われる 5 日前までに許可を与えます。決議会議および正当な手続審問会の日程は、修正正当な手続告知の提出から再開します。

手続中の児童の状態 :

行政上又は司法上の手続(専門分野の規定による場合を除く)が係属している間は父母及び公的機関が別段の合意をしない限り、児童は現在の早期介入又は教育的措置の状態に置かれなければなりません。手続が早期介入サービスのための最初の申請を伴う場合、小児は係争中でないサービスを受けなければなりません。⁽³⁴⁾手続が公立学校への最初の入学のための最初の申請を伴う場合は全ての手続が完了するまで、親の承諾を得て、その児童を公立学校に入れなければなりません。早期介入サービスまたは教育施設の変更が適切であるという ALJ の決定に両親が承諾した場合はその施設はその後の上訴が係属している間、現在の施設となります。

ただし、当該告知が、法律第パート C (ISFP) からパート B (IEP) に移行中の児童であって、当該児童が三歳になったためにパート C のサービスを受ける資格がなくなったものからの、この部に基づく最初のサービスの申請に関するものである場合は公的機関は、当該児童が受けていたパート C のサービスを提供することを要求され

⁽³⁴⁾ 34 CFR § 303.430(e)(2).

ません。子どもがパート B に基づく特別教育および関連サービスに適格であると認定され、親が § 300.300 (b) に基づく特別教育および関連サービスの最初の提供に承諾した場合、公的機関は親と公的機関の間で争われていない特別教育および関連サービスを提供しなければなりません。⁽³⁵⁾

解決手続:

公的機関は親の正当な手続告訴を受領してから 15 暦日以内に、正当な手続審問が始まる前に親および個人化家族サービス計画 (IFSP) チームまたは個人化教育プログラム (IEP) チームの関連メンバーで、親の正当な手続告訴で特定された事実について具体的な知識を有するものと面談しなければなりません。

会議:

- 公的機関を代表する意思決定権限を有する公的機関の代表者を含まなければならない;および
- 親が弁護士を連れてこない限り、公共機関を代表する弁護士を含めることはできない。

親及び公的機関は IFSP 又は IEP チームの関連メンバーが会合に出席することを決定します。この会議の目的は公的機関が紛争を解決する機会を得るために、親が正当な手続告訴と告訴の根拠となる事実を議論することです。

次の場合には、総会は不要となります:

- 保護者と官公署は書面で会議を放棄することに承諾する;
- 親と公的機関が斡旋を試みることに承諾する;または
- 公共機関は正当な手続告訴を申し立てた。

公的機関が告訴を受領してから 30 暦日以内に、親が納得するように正当な手続告訴を解決しなかった場合(決議期間)、正当な手続審問を行うことができます。

最終決定を下すための 45 日間のスケジュールは、30 日間の解決期間の終了時に開始されます。ただし、以下の 30 暦日の解決期間の調整または有効期限のスケジュールセクションで説明する状況のいずれかが適用される場合を除きます。

30 日カレンダーの解決期間に対する調整:

親と公的機関が決議手続の延長、決議手続の放棄、または斡旋の使用に合意している場合を除き、親が決議ミーティングに参加しない場合、決議手続および正当な手続のアリングのスケジュールは、会議が開催されるまで延期されます。

公的機関は合理的な努力をし、かつ、そのような努力を文書化した後に、親の決議の会合への参加を得ることができない場合には 30 日の決議期間の終了時に、ALJ に対し、正当な手続の懇請を却下するよう要請することができます。公的機関の努力の文書には相互に合意した時間及び場所を調整するための次のような試みの記録を含めなければなりません。

⁽³⁵⁾ 34 CFR § 300.518(c).

- 行われた又は試みられた電話の詳細な記録及びそれらの電話の結果;
- 親に送付された通信及び受領した応答の写し;および
- 親の自宅または勤務先を訪問した詳細な記録および訪問の結果。

公的機関が、親の正当な手続に関する告訴の通知を受けてから 15 暦日以内に決議のための会合を開催しない場合又は決議のための会合に参加しない場合には親は審問の開始及び決定を 45 暦日以内に行うよう要請することができます。

保護者と公的機関が書面で決議会議を放棄することに合意した場合、正当な手続審問のための 45 日間のスケジュールは翌日に始まります。

斡旋または決議会議の開始後、30 日間の決議期間が終了する前に、親と公的機関が合意が不可能であることに書面で合意した場合、正当な手続審問のための 45 日間のスケジュールは翌日に始まります。

親と公的機関が斡旋を試みることに合意した場合、30 日間の決議期間の終わりに、双方は合意に達するまで斡旋手続を継続することに書面で合意することができます。ただし、親会社または公的機関のいずれかが斡旋手続から脱退した場合は正当な手続審問の 45 日のスケジュールは翌日に開始されます。

解決決済契約:

決議会議において紛争の解決がなされた場合、親会社と公共機関は以下のような法的拘束力のある書面による合意を結ばなければなりません：⁽³⁶⁾

- 親及び契約に対する公的機関の権限を有する公的機関の代表者の署名;および
- 管轄権を有する州裁判所(この種の事件を審問する権限を持つ州裁判所)または連邦地方裁判所において執行可能。

親と官公署との間に協議が成立したときは、各当事者は 3 営業日以内にその協議を無効とすることができます。

正当な手続審問:

紛争に係る親又は公的機関は正当な手続に関する告訴を申し立てる際に、公平な正当な手続審問の機会を有します。親又は官公署は訴訟告知の原因となる訴えを知った日から二年以内に、審判を請求しなければなりません。2 年間の要件の唯一の例外は(1)親が、正当な手続告訴の根拠となる問題を解決した旨の LEA による特定の不実表示のために正当な手続告訴を提出することを妨げられた場合又は(2)親に提供することが要求されている情報を LEA が差し控えているために正当な手続告訴を提出することを妨げられた場合となります。

行政法判事 (ALJ):

- 行政審問会事務局の職員であって、MSDE の職員ではない;
- 審問における客観性に抵触するような個人的または職業的利益を有していないこと。

⁽³⁶⁾ 34 CFR § 300.510(d).

- IDEA の規定、IDEA に関連する連邦及び州の規制、並びに IDEA の法的解釈についての知識と理解があること；および
- 適切で標準的な法律実務に沿って、審問を実施し、決定を下し、かつ、文書化する知識と能力を有すること；
- 審問を実施する資格を有する者は、MSDE から審問担当者としての職務を果たすために報酬を受けているという理由のみで MSDE の従業員ではない；⁽³⁷⁾
- MSDE は審問担当者の資格を記載したリストを保管する。この情報は、OAH の Web サイトで入手できる⁽³⁸⁾

正当な手続告訴の対象事項:

正当な手続告訴を申し立てる当事者(親又は官公署)は相手方当事者が同意しない限り、正当な手続告訴において対処されなかった問題を正当な手続審問において提起することはできません。

審問の権利:

正当な手続に係る審問(IDEA の懲戒手続に関する審問を含む)の当事者のいずれも、以下を行う権利を有します。

- 州政府法第 9 条から第 1607 条に従って、代理人として出席するか、代理人として正当な手続審問を受けること。1 注釈付きメリーランド法典；
- 障害のある児童の問題に関し、弁護士及び特別の知識又は訓練を有する者が同伴し、かつ、助言すること。
- 証拠を提示し、対決し、反対尋問し、証人の出席を求める；
- 審問会の少なくとも 5 営業日前までに当該当事者に開示されていない証拠を審問会に持ち込むことを禁止する；
- 書面、または親の選択により、口頭での聞き取り調査の電子記録を入手する；および
- 親の選択により、事実と決定に関する書面または電子的所見を入手する。

情報の追加開示:

父母及び官公署は審問の期日の少なくとも 5 営業日前に、その期日までに完了したすべての評価及び当該評価に基づく勧告であって当該父母又は官公署が審問において使用しようとするものを相互に開示しなければなりません。ALJ は本要件に適合しない当事者が、相手方の承諾なしに、審問において関連する評価または勧告を導入することを妨げることができます。

親の権利:

親には次の権利があります：

- 子どもを立ち会わせる；
- 公聴会を公開する；および
- 審問の記録、事実認定、および決定を無償で提供する。

⁽³⁷⁾ 34 CFR § 303.443(c)(2); 34 CFR § 300.511(c)(1-2).

⁽³⁸⁾ 34 CFR § 303.443(c)(3); 34 CFR § 300.511(c)(3).

審問決定

児童が無償の適切な公教育（FAPE）を受けたかどうかに関する ALJ の決定は実質的な根拠に基づいていなければなりません。ALJ は手続上の違反を主張する事項において、以下のような手続上の不備がある場合に限り、FAPE を受けていないと認定することができます。

- FAPE に対する子供の権利の侵害；
- 小児への FAPE の提供に関する意思決定手続に親が参加する機会を著しく妨げた；または
- 教育的利益の剥奪を引き起こした。

上記の規定のいずれも、ALJ が IDEA のパート B に基づく連邦規則(34 CFR 300.500 から 300.536)の手続き上の保護措置のセクションの要件に従うよう公的機関に命令することを妨げるものと解釈することはできません。

小児が適切に同定、評価、配置されたかどうか、または早期介入サービスが適切に提供されたかどうかに関する ALJ の決定は実質的な根拠に基づいていなければなりません。ALJ は手続上の違反を主張する事項において、以下のような手続上の不備がある場合に限り、児童が適切に特定され、評価され、配置され、又は早期介入サービスを提供されなかったと認定することができます。

- 小児およびその家族のために、同定、評価、および早期介入サービスの配置または提供に対する小児の権利を阻害した；
- 小児およびその家族に対する早期介入サービスの同定、評価、配置または提供に関する意思決定手続に親が参加する機会を著しく阻害した；または
- 教育上または発達上の利益の剥奪を引き起こした。

別途の正当な手続告訴:

IDEA の手続上の保護措置のセクションには既に提出されている正当な手続告訴とは別の問題について、親が別の正当な手続告訴を提出することを妨げるものではありません。

審問の日程及び便宜:

決議会議のための 45 暦日の期間の終了後 30 暦日以内、または、30 暦日の決議期間への調整された期間の終了後 45 暦日以内に

- 審問において最終決定が下される；および
- 決定書の写しが各当事者に郵送される。

ALJ はいずれかの当事者の要請により、45 日の期間を超えて特定の期間延長を認めることができる。それぞれの聴力は親と子にとって都合のよい時間と場所で行わなければなりません。

優先正当な手続審問(IEP のみ):

公的機関は期日が到来した場合に、緊急正当な手続審問を手配する責任を有します。

障害のある子に代わって、以下に関する手続告訴が提出されます:

- 現在就学していない障害児；

- 障がいのある子どもの暫定的な代替教育への配置;または
- 意思表示の決定。

正当な手続審問は告訴が提出された日から 20 学校日以内に行われなければなりません。ALJ は審問後 10 学日以内に決定を下さなければなりません。解決会議は正当な手続告訴の通知を受けてから 7 暦日以内に開催しなければならず、正当な手続告訴を受けてから 15 暦日以内に当事者双方が納得するように問題が解決されない限り、正当な手続審問を進めることができます。

各審問決定:

個人を特定できる情報を削除した後、公共機関はその調査結果及び決定を国家諮問委員会に伝達する責任を負い、また、その調査結果及び決定を公衆が利用できるようにしなければなりません。⁽³⁹⁾

審問決定の確定

ALJ の決定は両親または公的機関のいずれかから上訴されない限り、最終となります。調査結果及び決定に不服のある当事者は正当な手続審問において提起された告訴に関して民事訴訟を提起する権利を有します。

告訴:

認定及び決定に同意しない審問の当事者は ALJ 決定の日から 120 日以内に、係争金額に関係なく、管轄権を有する州裁判所又は合衆州地方裁判所において民事訴訟を提起することにより上訴する権利を有します。

民事訴訟において、裁判所は次のことを行います:

- 行政手続の記録を受領する;
- 親の要求または公的機関の要求に応じて追加の証拠を聴取する;
- 証拠の優位性に基づいて決定する;および
- 裁判所が適当と認める救済を与えること。

米国憲法、1990 年米国障害者法、1973 年リハビリテーション法第 V 編(第 504 章)、または障害のある子どもの権利を保護するその他の連邦法の下で利用可能な権利、手続、および救済を制限または制限するものは IDEA のパート B のいかなる規定もありません。IDEA のパート B でも利用可能な救済を求めるこれらの法律に基づく民事訴訟が提起される前に、上記の正当な手続は親または公的機関が IDEA のパート B に基づく訴訟を提起した場合に必要とされる範囲で尽くされなければなりません。これは親が IDEA で利用可能なものと重複する他の法律に基づいて利用可能な救済を得ることができるが、一般的に、これらの他の法律に基づいて救済を得るためには、親は直接法廷に出廷する前に、まず IDEA (すなわち、正当な手続告訴、解決会議、及び公正な正当な手続の審問手続)に基づいて利用可能な行政救済を利用しなければならないことを意味します。

⁽³⁹⁾ 34 CFR § 300.513(d).

弁護士報酬

IEP と IFSP

34 C.F.R. §300.517

IDEA に基づいて提起された訴訟または手続において、裁判所はその裁量により、以下を対象として合理的な弁護士費用を裁定することができます。

- 障害児の父母又は保護者で当事者であるもの；
- 根拠のない、不合理な、若しくは根拠のない、又は明白に根拠のない、不合理な、又は根拠のない訴訟となった後に訴訟を継続した親の弁護士に対して、MSDE 又はその他の公的機関である勝訴当事者；または
- 親の弁護士に対する MSDE またはその他の公的機関である勝訴当事者に、または親に対して、親の告訴またはその後の訴訟原因が嫌がらせ、不必要な遅延、または不必要な訴訟費用の増加などの不適切な目的で提示された場合。

裁定される手数料は提供されるサービスの種類及び質について訴訟が発生した共同体における一般的な料金に基づいていなければなりません。付与される手数料の計算には、ボーナス又は乗数を使用してはなりません。IDEA の下で利用可能な資金は FAPE を確保するために障がいのある子どものために提起された訴訟原因に関連する訴訟費用、訴訟費用、その他の費用を支援するために使用されてはなりません。

次の場合は手数料を裁定することができません：

- IFSP 又は IEP のチーム会合（審問又は司法手続の結果招集される場合を除く。）；
- 正当な手続による不服申立ての前に行うあつせんについて；
- 決議会議用；および
- 親に対する書面による和解案に従ったサービスの場合：
 - 当該申出が、規則 68, 連邦民事訴訟規則に基づく期限内に、又は行政手続において、手続開始の 10 日以上前に行われること；
 - その申し出は 10 日以内には受け付けられないこと；および
 - 裁判所は審問において親が得た救済は、和解の申し出よりも親に有利ではないと認定する。親が斡旋の申し出を拒絶することが実質的に正当化された場合は手数料及び費用を裁定することができる。

手数料を減額することができるできる次の場合：

- 親または親の弁護士が、紛争の解決を不当に長引かせた場合；
- 手数料の額が、合理的に比較可能な技能、評判及び経験を有する弁護士による類似のサービスについての地域社会における一般的な時給を不当に超過していること；
- 手続の性質上、時間及び役務が過大であったこと；または
- 弁護士は正当な手続審判請求通知書を提出する際に適切な情報を提供しなかった。

手数料は減額されない次の場合：

- 公共機関は決議を延期した;または
- 手続上の保護要件の違反があった。

親が弁護士費用を回収する権利は、IDEA に定められた一定の条件を満たすことにかかっているため、親はこの問題について弁護士と話し合うべきです。

添付書類：

IDEA 紛争解決手続のチャート比較

	仲介	正当な手続告訴	解決	状態の告訴
誰が手続を開始できますか?	親または公的機関、ただし両方とも任意でなければならない	親又は官公署	当事者が斡旋を放棄したり利用したりすることに同意しない限り、公的機関は正当な手続き上の告訴を受けたときに、決議会議を予定する	州外の者を含む個人又は組織
提出期限はいつまでですか?	指定なし	当事者が限られた期待で問題を認識していた、または認識すべきであった2年間 ¹	親の正当な手続に関する告訴が引き金となって発生	当該違反の日から一年
どのような問題を解決できますか?	パート 300 に基づく事項(例外もある) ²	識別、評価若しくは教育の提供又は無償の適当な公教育(例外もある)の提供に関する事項	親の正当な手続告訴で提起された問題と同じ	IDEA のパート B またはパート 300 の違反の申し立て
問題解決のスケジュールはどうなっていますか?	指定なし	期限の延長が認められない限り、解決期間の終了から 45 日 ^{3, 4}	公的機関は、当事者が書面で会議を放棄することに同意するか、または斡旋を利用することに同意しない限り、親の正当な手続の告訴を受領してから 15 日以内に決議会議を招集しなければならない 解決期間は、当事者が別段の合意をしない限り、または親または公的機関が決議会議に参加しないか、または公的機関が親の正当な手続き告訴の受領から 30 日以内に決議会議を招集しない場合を除き、親の正当な手続き告訴の受領から 15 日である ^{3, 5, 6, 7}	延長が許可されない限り、告訴の受領から 60 日 ⁸
誰が問題を解決しますか?	親及び斡旋人のいる公的機関 手続は任意であり、両当事者はいかなる解決にも同意しなければならない	審問官/行政法判事 (ALJ)	父母及び官公署 両当事者はいかなる決議にも同意しなければならない	メリーランド州教育局 ⁹

¹ 公的機関による、正当な手続の申立ての根拠となる問題を解決した旨の特定の不実表示のために、親が正当な手続の申立てをすることを妨げられた場合、その期間は親には適用されません。または (2) 公的機関が、IDEA のパート 300 に基づき親に提供することが求められていた情報を親に提供しないこと (34 C.F.R. § 300.511 (f))。

² このような例外には以下が含まれる: 公的機関の多くが正当な手続告訴を提出しなく、または特別教育サービス (34 C.F.R. § 300.300 (b) (3)) の最初の提供に同意することに対する親の拒否を無効にするために斡旋を利用します。公的機関は、父母が私立学校の児童又は家庭教育を受けた児童の一次評価又は再評価を受けることについての同意をしないことに対し、相当の手続上告訴の申出をし、又はあつせんをすることができません。 (34 C.F.R. § 300.300 (c) (4) (i)); 保護者のいる私立学校の児童の親が正当な手続で告訴を申し立てる権利は、 (34 C.F.R. § 300.140) 公的機関が児童探しの要件を満たしていない場合に限られる; 公的機関が質の高い教師を提供しなかったことは正当な手続の対象ではないが、国家教育機関 (SEA) (34 C.F.R. § 300.156 (e)) に州の告訴を申し立てることができます。

³ 懲戒手続に基づく迅速な審問のために正当な手続告訴が申し立てられた場合、または子どもが現在就学していない場合、解決期間は 15 暦日 (会議は 7 日以内に開かれる) となります。事案が両当事者の納得するように解決されていない場合は審問は審問が請求された日から 20 登校日以内に行わなければならない、決定は審問後 10 登校日以内に下されなければなりません。 (34 C.F.R. § 300.532 (c) および COMAR 13 A.05.01 .15)

⁴ 審問官/ALJ は、いずれかの当事者の要請があれば、具体的な期間延長を認めることができます。 (34 C.F.R. § 300.516 (c))

⁵ この規制では、30 日間の解決期間の調整が認められています。正当な手続審問会の 45 日のスケジュールは、以下のいずれかのイベントの翌日に開始する: (1) 両当事者は、決議会議を放棄することに書面で合意します。

(2) 当事者は斡旋又は決議の会議の開始後 30 日を経過するまでの間に、合意することができない旨の書面による合意をすること。 (3) 当事者双方が 30 日の決議期間の終了後にあつせんを継続する旨の書面による合意をした場合において、その合意の後にあつせんを中止したとき。 (34 C.F.R. § 300.510 (c))

⁶ 親が決議会議に参加しなかった場合、決議プロセスおよび期限付きプロセスのヒアリングのスケジュールは、会議が開催されるまで延期されます。 (34 C.F.R. § 300.510 (b) (3))

⁷ 公的機関が、親の正当な手続に関する告訴を受領してから 15 日以内に決議会議を開催しなかった場合、又は決議会議に参加しなかった場合、親は正当な手続に関する審問のスケジュールを開始するために ALJ の介入を求めることができます (34 C.F.R. § 300.510 (b) (5))。

⁸ 州の告訴の解決の期限は特定の告訴について例外的な状況が存在する場合には延長することができるものとし、又は州において利用可能な場合には、親 (又は、あつせんその他これに代わる紛争解決手段がある場合には、その個人又は団体が州の手続により利用することができるものであること。) 及び公的機関が斡旋に従事する期間又は他の代替的な紛争解決手段 (34 C.F.R. § 300.152 (b) (1)) に従事する期間を延長することに合意する場合には、延長することができます。

⁹ MSDE 告訴手続は公的機関に告訴に対応する機会を提供するものであり、公的機関の裁量により、告訴を解決するための提案を含みます。告訴の申出をした保護者及び官公署が自ら斡旋に入る機会を与えること。(34 C.F.R. § 300.152 (a) (3)) 場合によっては、MSDE で問題を解決しなくても、申立人および公的機関が問題を解決できることがあります。

メリーランド州教育局
早期介入・特別教育サービス課
西ボルチモア通り 200
ボルチモアメリーランド 21201
410-767-7770 (電話)
410-333-1571 (ファックス)

<http://www.marylandpublicschools.org>